

令和元年9月19日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総 務 課 長 高 島 浩 介	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健康福祉課長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教育委員会事務局長 吉 田 淳	
	生涯学習課長 小 川 成 弘	文 化 課 長 中 島 洋	
	建設課建設係長 高 島 真 幸	建設課管理係長 石 橋 由 子	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和元年9月19日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
9	2番 大川徹也	1. 町の事業についての考えは 2. 町の防災・安全についての考えは

日程第2 議案審議

議案第44号 上峰町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第45号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第46号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第47号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第48号 上峰町税条例等の一部を改正する条例

日程第7 議案第49号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第50号 令和元年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第51号 令和元年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第52号 令和元年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第53号 令和元年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第59号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、2番大川徹也君よりお願いいたします。

○2番（大川徹也君）

皆さんおはようございます。2番大川徹也です。本日、議長より、通告書に従い、一般質問の許可を得ましたので、ただいまより質問させていただきたいと思います。

また、その前に、同僚議員も申されましたが、上峰町には11組の金婚式の迎えられた御夫婦があられまして、そして、その中に2組もの御夫婦がこの議会議員としてその式を迎えられたことを、本当に私たちのお手本と思って心から感謝していますとともに敬意を表したいと思います。

また、ことは7月、8月と九州、また、九州北部に大きな大雨の災害がありまして、それに伴ういろんな被害を受けられた皆様方に心から哀悼の意を表したいと思います。

それでは、一般質問のほうに移らせていただきたいと思います。

済みません。質問要旨を申し上げます。失礼しました。

質問の内容は、質問事項1、町の事業についての考えは、質問の要旨ですが、1、町が行う各種事業の運営等についての考えは。

これは、上峰町は多種多様の事業を行っています。そして、各事業のどういうカテゴリーに分けられるかということですね。大まかにいろんなものがあると思います。委託事業であったり、補助事業であったり、交付金事業であったり、これらを町がかじ取りをしながら運営をしておられますが、それらについてそれぞれの特徴をお伺いするとともに、その中で質疑をさせていただきたいと思っております。

また、2、町の防災・安全についての考えは、質問要旨1、天災被害に対しての町民等へのケア等について。

先ほど申し上げました、昨今は大雨の被害が大変多うございます。この中で町民や学校、病院、企業、福祉施設など、こういった被害状況の確認をさせていただきたく、また、それに対してどういう対応がとられたのかを確認し、また、今後の対応についての見通しを質問させていただき、このような質疑をさせていただきたいと思います。

2、人災被害についての町民等へのケア等について。

この人災被害というのは本当いろんなことが考えられると思うんですが、やはりことし、今9月に入りましたが、夏休みが終わって学校に行くのが大変な子供たちもたくさんおられます。上峰町においても昨今は大きな話は聞きませんが、本当にその昔、いじめで自殺された方もおられます。このような方について、また、これだけじゃありません。学校の部活動の、授業中だったか忘れましたが、事故でお亡くなりになった方もおられます。こういったことに対して、町としてのケアについての基本的な方針とか、そういったことについ

でも確認をさせていただきたいと思っております。

きょうはこのような質問をさせていただきますので、執行部の皆さんとよい議論ができるようにと願っています。どうぞよろしくお願いいたします。（「議長、ちょっと休憩のほうをお願いいたしたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

執行部のほうから休憩を願いが出ておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○7番（吉富 隆君）

執行部から動議が出されたようでございますが、理由なき休憩というのはあり得ないと僕は思ってます。きちっとした理由をですね、ささげていただいて、議員の皆さんの了解をとるべきであろうというふうに思います。本議会中ですからね、そんなに理由なき休憩というのはあり得ないと僕は思いますので、御審議のほどをお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

執行部の考えはどうか。

○総務課長（高島浩介君）

先ほど大要というか、お読みいただきましたが、中のほうの質問のほうがかなり大きな形で出ておりまして、中のちょっと答弁調整のほうができないということで、対応者のほうがまだよく定まっておりますませんでしたので、ちょっと休憩をいただきたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

そういう理由であるとするならやむを得ないなどは僕はと思いますが、事前に議員の皆さんのところにどこまでされるかというのは足を運ばなきゃ、ね、執行部の方は。そうしますと、スムーズな議会運営ができるではなかろうかと思います。今回については、もうやむを得ない。要綱の問題等々もあるだろうとは思いますが、やむを得ないという判断をしますが、今後についてはそういうことは許される行為ではないと僕は思っていますので、よろしくお願いいたします。（「通告はしているじゃないか」「議長、進行進行」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

執行部、どのような発言。

○総務課長（高島浩介君）

ただいま申したとおり、質問事項と質問要旨等々からなかなか内容が読み取れずに、こちらの答弁の準備のほうで、対応者等がまだはっきりできていなかったということで、休憩のほうをお願いいたしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

というわけでいかがでしょうか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと異議ありがあります。

○7番（吉富 隆君）

だとするならばね、暫時休憩なのか、時間的に休憩というのか、はっきりしていただければと思います。暫時休憩であれば、暫時休憩の要望をしていただきたい。

○議長（中山五雄君）

いかがですか。

○総務課長（高島浩介君）

暫時休憩でお願いしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

暫時休憩でお願いしたいということですが、皆さんいかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午前 9 時 38 分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

先ほどから暫時休憩を長い間いたしまして申しわけありません。

これから再開いたします。

一般質問を再開いたします。

大川徹也君の質問から執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

大川徹也議員の町の事業についての考えは、1、町が行う各種事業の運営についての考えはということで、総括質疑の中で委託料についてお尋ねもございました。

地方公共団体は諸種の事務事業を行っておりますが、本質的に地方公共団体自身が行わなければならないものは別として、それ以外の事務事業についてはほかの機関、あるいは特定のものに委託して行わせることができるものである。自治法第252条の、事業の例外はありますけれども、そのように決まっております。本町で総務課で合計19件、創生室で合計31件、財政課で23件、税務課で6件、住民課で14件、健康福祉課で32件、建設課で25件、産業課で5件、教育課で14件、小、中学校27件、生涯学習課37件、文化課16件、合計の249件委託についてございます。

詳細は創生室長が答弁をいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆さんこんにちは。大川議員の質問事項１、町の事業についての考えは、要旨の１に関して答弁いたします。

当町におきましても各種事業と行っております。その内容につきましても、先ほど町長答弁のとおり多種多様でございます。本質的に自治体として地方公共団体自身が行わなくてはならないもの、これについては格別なんです、それ以外の事務について、他の機関、あるいは特定のものに委託して行うことができるようにはなっております。多様な事務を行うためには委託により処理するものというものがございます。

委託の内容につきましては、大きく分けて法令の根拠におきます公法上の契約によるものと、それ以外の私法上の契約に基づくものがございます。これらは直接実施するよりも、他のものに実施させることが効率的であるものが考えられます。

以上、大川議員の質問答弁を終わります。

○２番（大川徹也君）

今、町長、また、創生室長より答弁をいただき、委託事業に関して上峰町が現在249件の事業を行っている。また、その委託事業の中では公法によるもの、私法によるもの、それぞれ使い分けているということでお伺いしました。

今委託事業、私が委託事業の話を今させていただいているんですが、委託事業とまた別に補助事業もあると伺っておりますけれども、補助事業については今御答弁、幾つあられるか、御答弁できますか。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

補助事業につきましては、先ほど委託に関しての数量的なものに関しては町長答弁を初めございましたけれども、その具体的な数というものは、ちょっと現在持ち合わせてございません。

以上です。

○２番（大川徹也君）

今回の一般質問の中で主に私委託事業と、そして補助事業、そして交付金事業についてを中心にお伺いをしたいと思います。わかる範囲でももちろん結構ですので、よいやりとりが、中身の濃いやりとりができたらと思っております。

委託事業に関して、事業主体はあくまで自治体、本来、自治体が税金で行うものを民間企業に委託するため、補助金と比べ条件や管理がより厳しくなる性質のものと承知しております。また、補助事業ではそうはなりません、この委託事業では消費税も補填の対象となるという性質を持っていると伺っております。

まず、今委託事業について詳しく調べてくださっていたので、委託事業のほうで少し質問をさせていただきたいと思います。

委託事業の中で、事業の内容、金額が大きいものを上から3つ教えていただけますか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんこんにちは。ただいまの大川議員の御質問でございますが、上位からという順番づけがございませんので、ちょっと大きいやつをちょっと拾ってお話しさしてもらってよろしいでしょうか。

まず、まち・ひと・しごと創生室所管、業務名、ふるさと納税業務委託料、こちらのほうが、概算でよろしいですかね。202,000千円ほど、予算額ですね。それから、住民課環境係所管、塵芥収集業務委託料、こちらのほうが33,000千円、あとちょっと大きいのがもう一つございまして、まち・ひと・しごと創生室所管、魅力発信拠点づくり事業委託料、こちらのほうが68,000千円ほどというふうになってございます。その他予防接種の業務の委託料約30,000千円、このあたりが、一番大きいほうからと申し上げるとこのあたりになってくるかと思えます。

ちょっとはっきりした答弁じゃなくて申しわけございませんが、よろしくお願いします。

○2番（大川徹也君）

今、財政課長から金額が大きいものを4つほど上げていただきました。

委託事業に関してですが、私がまだふなれなものですから、知らない部分について、これを教えていただきたいんですが、委託事業のこの金額を決める過程を教えてくださいよろしいでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

金額を決める過程ということでございますけれども、これはちょっと私ども創生室、ほかの各課によってもいろいろやられていることですので、一概にどうということはないんですけれども、私どものほうで言えばですね、例えば、見積書徴取、同じような業務であればですね、同種同業者とか、ほかに算定できて比較競争の対象があればですね、そういったところからも類似の事業者さんからも徴取するようなことはして大体の金額をつかんでいくというような形をして、一つの設計額的なものを把握して、大体標準的にこれぐらいかかるんじゃないかというような目測を立てるという作業は行ってまいります。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

ただいま創生室長より、基本的に見積書をいただき、それで一般的な水準と検討しながら決めていくということでお伺いしました。

この見積書に出てくる項目についてです。この見積書に出てくる項目というものは町が指定しているものでしょうか、それとも委託候補の事業者が決めていくものでしょうか。

○建設課建設係長（高島真幸君）

皆さんこんにちは。私のほうからは道路関係等に係ります調査設計業務委託について申し上げます。

こちらの調査設計業務委託については、公共積算という考えがありまして、上峰町でいえば佐賀県の基準的な標準単価等をもとに積算をしております、その中で項目等を選ぶ形となっております。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

今、建設係長より御答弁いただきました。

見積書の項目と私が申しました。見積もり項目、つまり、この事業を委託するに当たり、その事業に必要な各科目、費目、こういったものは町が準備するのでしょうか。それとも委託候補者が自分たちで、この事業にはこういったものが必要だからということで事業者が決めて出すのでしょうか。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様こんにちは。大川議員の御質問ですけれども、住民課からは塵芥収集業務委託料に関してお答えをしたいと思います。

こちらのほうは設計書を業者のほうに上げまして、見積もりを取って、それをもって委託業務をしている状態です。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

ただいま住民課長より御答弁いただきました。設計書を役場で準備し、その設計書をもとに各委託候補者から見積もりを取るということでした。

今回、財政課長より金額が大きい事業について幾つか上げていただきましたが、多種249件ありますので、少し絞ってお話を伺いたいと思います。

一番大きいふるさと納税業務、決算書ではふるさと納税費とありました。また、魅力発信業務、これは企画費の中にありました。これらも町が設計書をもって、その設計書の中にある各費目について金額等を出し、競争的な入札で選んでいくものと考えてよろしいでしょうか。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁は。

○町長（武廣勇平君）

休憩をお願いしたいんですが。執行部の答弁調整のため、時間をいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

皆さんにお諮りします。執行部の答弁の調整のために暫時休憩をお願いしたいということ

で、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。休憩。

午後 1 時 17 分 休憩

午後 1 時 50 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

執行部の答弁のほうからよろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

随意契約についてのお尋ねでございます。

後ほどふるさと納税委託料につきましては、創生室の室長のほうから答弁をいたします。

まず私からは、委託料全体の中で随意契約が何件あるかについてお答え申し上げます。

決算ベースで申しますと、294件の随意契約が昨年度ございまして、競争に関係する、競争をしている随意契約については——失礼しました。契約総数が294件ございまして、入札を経た契約が36件、随意契約が258件となっております。

その中で随意契約、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までございます。

第1号が地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするときという定義がございまして、これは上峰町財務規則第149条にそれぞれ1から6項に分かれまして示してございます。

第2号については、性質または目的が競争入札に適しないものをするとき。

第3号は、障害者支援施設等において製作された物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、シルバー人材センター等から地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約。

第4号が、地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約。

第5号が、緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

第6号が、競争入札に付することが不利と認められるとき。

第7号が、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。

第8号が、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

第9号が、落札者が契約を締結しないとき。

というふうに分かれておりまして、258件の随契のうち、お尋ねの随意契約につきましては第2号でございます。

以上です。詳細は創生室が回答します。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

お尋ねでございましたふるさと納税委託に関しても、先ほど町長の答弁にもございましたように、地方自治法の施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約として契約締結に至っているという状況でございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ただいま町長及び創生室長より御答弁いただきました。上峰町の契約総数、多分昨年度の実績かと思われますが、294件、うち入札件数36件、随意契約258件、また、これらが地方自治法167条第2項に記されている法律をもとに行っているという答弁をいただきました。

今回、もう少し私が聞きたかったのは、住民課長が塵芥に関する事業の委託をするときは、設計書をつくり、その設計書をもとに見積もりをとっていくというお話を伺いました。このふるさと納税に関しても設計書があって、それをもとに入札もしくはそういう競争的、プロポーザルでされたというのは伺っているのですが、それはそれで結構なんですが、そういう設計書をもとに競争的な入札が行われたのか、そこをお伺いしてよろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今申しました258件のうち、見積もり費をベースに随意契約を結ぶもの、あるいは競争的な環境の中で、例えば、プロポーザルもそうですが、そうした環境で随意契約を行うもの、それぞれでございます。件数については、ちょっとそこまで集計ができておりませんが、ふるさと納税に係る委託形式についてはですね、創生室長のほうから答弁をいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

額を算定するときのやり方というのはいろいろな案件や業態によりましてさまざまあるというふうに思っております。公共的な公共労務とか、ある程度の一定の単価が定まっているもの、これによって設計書を積算する場合もあれば、例えば、プロポーザルなどでは逆に企画提案というような形になるわけです。そういった場合においては、相手方がどういう企画内容を持って、どういう内容を持って、企画内容を評価するような形になっております。その場合においては、逆に見積書というのは参考資料にすぎないということにもなってくるわけなんです。ですので、態様や業務、そういったものに依拠してやり方、種々変わってくるだろうというふうには思っております。

お尋ねの案件につきまして、ふるさと納税の場合の業務委託を町でつくった設計書をもとに算出しているかどうかといった御指摘かと思っておりますけれども、これにつきましては、相手方からどの程度の費用がかかるのかというのを聴取する必要があるかと思いますので、相手方

から見積書を徴取して、こちらのほうで確認をしているというような状況でございます。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ただいま御答弁いただきました創生室長のお話では、ふるさと納税にかかわる業務に関しては、企画提案も含めたところでの評価を行うという方針のもと、各費目、科目については設計は特につくらずに、事業者のほうに企画提案という形で任せていると、そういうふうに理解をいたしました。

そうするとき、他の事業者、参入希望の他の事業者にも多分同様のことをされているかと、同様の条件で応募してもらっているかと思えますけれども、プロポーザル契約は競争入札に、価格のみの競争入札に適さないような事業に関して行うものと承知をしております。そうするとき、基本的ないろんな点数をつけて、最終的な点数が高いところで選ぶということで承知をしておりますが、選ぶ基準を今回の、今ふるさと納税事業について話をしていますが、選ばれた基準を教えてもらっていいですか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

済みません。議員のほう誤解をされておられるようですので、まず、ちょっとその修正からというふうに思っております。

まず、今回、ふるさと納税事業者においてプロポーザルで選定したわけではございません。先ほど私が申し上げたのは、プロポーザル事業を例にとった上で、いろいろな多種多様の委託の形態がございますという中の一つの例示にすぎません。そういったもので御承知おきいただければというふうに思っております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

私の理解不足で失礼しました。

そうすると、ちなみにですが、ちなみにというわけではありません。

そうすると、ふるさと納税業務はどのような選定する、事業者を選定する方法はどのような方法をとられたんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

先ほどの答弁にもあったように、随意契約という形で選定をしております。

以上です。

○2番（大川徹也君）

ちなみに、済みません。ちょっと癖になっていて、ちなみにじゃありません。ごめんなさい。

上峰町の現在のふるさと納税業務は一般社団法人起立工商協会が担ってくださっています。起立工商協会以外に候補となる事業者は、候補を決める、決定するに当たってあったんで

しょうか。複数の検討があったんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ほかに選定する上において候補があったのかなかったのかということなんですけれども、先ほどの説明で申しますと、地方自治法施行令167条の2の第2号、これは性質または目的が競争入札に適しないものということになりますので、そちらのほうでの選定をしているということになります。ということであれば、ほかにないというような結論になります。

以上でございます。

○2番（大川徹也君）

現在のふるさと納税業務を起立工商協会が行った年月日及び起立工商協会がこのために設立された年月日、お伺いすることはできますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

こちらにつきましては、ちょっと私が今手元に持っているものでは、平成30年4月1日（219ページで訂正）から昨年度いっぱい1年度契約してございます。それと、今年度も業務に関して契約をしているところでございます。

設立年月日については、申しわけありません。ちょっと私不見識でございまして、そちらのほう、まだ承知してございません。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

平成29年度（217ページで訂正）にシティプロモーション団体を設立する予算を議会の御議決をいただきまして予算実行に取り組みました。3月31日までの予算で、4月1日に立ち上げることを目標にシティプロモーション団体が設立された。その際、DMOを目指す法人として起立工商協会となられたということでございます。

○2番（大川徹也君）

起立工商協会の設立の年月日及びこの業務を開始された、委託事業者として開始された年月日には大きな開きがなかったかのように思います。つまり、実績として何らあるものではなかったかと私の中では理解しております。

今、町長答弁の中からシティプロモーションを行う事業者として起立工商協会が発足、議会の議決を経られたのかどうか知りませんが、一応議会のほうにも御報告があっているようです。それはそれで大いに結構なことだと思います。

今回、私はこの上峰町が行う委託事業の性格について、こういう懸念を持っています。委託事業というのは、本来、自治体ができんで行うものを民間企業に委託するためのものであると。実際に平成27年度、このふるさと納税事業に上峰町が参画し、その際、企画課を中心に行っていたとお伺いしております。大変な忙しさだったろうかと思います。そのために委託を検討するというのはごく当然のことだと思います。

さて、この方向性について、私は何ら間違ったものではないし、当然、逆に私が同じ立場であれば同じことをしていたかと思いますが、ここで一つ、この事業を選定するに当たって、その過程について思うところがあります。

起立工商協会さんは、この上峰町を、本当に残念ながら、特に世の中にアピールできていた町ではないと思います、商業的に、観光も含めて。それを行っていくという趣旨はととてもよいことだと思います。この起立工商協会がDMOを目指し、その中で必要な書類などをつくっておられますのを見つけることができました。その書類の中で、直近5年ほどの事業計画の見通しがございましたので、そこで一つ疑問があったので、これは町ともかわることなのでお伺いしたいと思います。

このDMOを申請されるに当たって、2017年度から2021年度、5カ年の活動にかかわる運営費の額及び調達方法の見通しと年度及び総収入、内訳が記されてあります。例えば、直近、今2019年度ですけれども、町からの総収入が約307,000千円と出ております。そのうち、内訳、収入の内訳ですね、町からの業務委託として商品開発補助金が4,500千円、魅力発信拠点づくり事業が60,000千円、ふるさと納税管理運営業務が2億、ふるさと納税ウェブマーケティング支援業務が15,000千円、議会動画編集業務が5,000千円、この辺が町からの業務委託でございます。

実はこの5カ年の計画の中で、この町からの業務委託が全て含まれています。ということは、これは全てこれらの仕事については起立工商協会さんが仕事を行うという前提に立っているものかと思います。そうするとき、この委託事業について、委託事業ですから、その性質を思うときに、これは果たして適切なのか、そういう疑問が出ます。例えば、上峰町は佐賀県でもいつも、ふるさと納税額に関しては本当にいつもトップのほうにいる町です。

そして、佐賀県西部地区の武雄市というまちも頑張っておられると聞いております。武雄市は武雄観光協会というものがありますが、実は武雄観光協会がふるさと納税業務は行っていない。そして、ふるさと納税業務を行う事業者というものは実は変わります。本年、武雄はどういう事情があったかわかりませんが、これはプロポーザル入札をされたようだけれども、今まで行ってこられた事業者とは別の事業者がなっております。

このように、委託事業であれば、これが半永続的にやはり一つの事業者が担うものかどうかというところですね。額が小さいものについてはまた別途検討が必要と思うんですが、かなりの額を要します。その中で、この競争を欠いた契約がどのような不利益をもたらすか、そういう懸念をもたらすかについて、埼玉県さいたま市の随意契約のガイドラインというのがありまして、その中でこのようなことを指摘されていましてお話をします。執行部の皆さんに本当に私が話すのも本当に失礼かと思うんですが、一応述べさせていただきます。

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比し

らに手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なくてすみ、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができるから、その運用が適切なものであれば、その長所を発揮し、所期の目的を達成することができる。」、これは第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」から抜粋されているそうです。

しかしながら、地方公共団体の契約は、競争入札を原則としていることから、安易に随意契約をすることは、厳に慎むよう注意すること。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められているような場合でも、一般競争入札によらせることは適当ではないので、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件、つまり（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の大原則である。

私がふるさと納税事業者の受ける収入、手数料といいますか、この収入の仕組みについて、このようにお伺いしました。寄附金額に対して所定のパーセンテージを掛けたものがその事業者の収入になるとお伺いをしております。起立工商協会さんは寄附金額の何%で契約をなされていますか。質問です。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ほかの自治体なんかでも似たり寄つたりのやり方をしているかというふうに考えておりますけれども、5%を上限としています。

○町長（武廣勇平君）

それと、1つ誤解があるようですが、シティプロモーション団体設立の動きを1年間か半年やったかな、半年間かけてやって——済みません、記憶が定かではありませんが、シティプロモーション団体を設立し、その後、すぐふるさと納税業務を委託を受けたと、実績もなしに起立工商協会1社の、一般社団法人起立工商協会が随意契約で受けたということではございません。

○2番（大川徹也君）

まず、創生室長の御答弁いただきまして、後に町長から御答弁いただきましたが、まず、創生室長の答弁について再度、こちらの質問ではなく、意見を少し述べさせていただきたいと思います。

30年度の決算委員会で、30年度の決算を確認をさせていただきました。本当に未熟なもの

で、全てが全てわかっているわけではなく、本当にどのぐらい自分でも理解できただろうかというほどで、本当にそういうところは情けなく思うんですけども、確かに寄附額に対してふるさと納税事業費の金額を見ると5%ぐらいかなと思っておりました。今御答弁を聞けて、計算は間違っていなかったのでも少し安心をしました。

そこで、1つの例を挙げたいと思います。これはちょっと、さっき武雄市の話は、武雄市のホームページにしっかりと載っておりますので、それは申し上げたんですが、今回の件は、私はホームページを通じてではなく、関係者のほうから確認をしたので、それはちょっと市の名前は避けたいと思うんですけども、佐賀県を中心地区の周辺の市ですが、そちらのふるさと納税事業のことでお伺いをしました。

そこには、実は委託契約に関しまして、上峰町が約5%ですが、そちらは寄附金額に2.0%を乗じた額、そして、寄附金額が10億円を超えた場合は、その金額に対して1.0%を乗じた額に消費税及び地方消費税を加算した額となっています。

上峰町が委託をお願いしている起立工商協会さんが5%と考えると、この対象の10億までは2.0%、そして、10億以上は1.0%、これを考えたときに、競争的な環境をもしつくとすると、費用の面でもう少し変わってきたのかな。そうすると、その費用を使って競争的なこのしりょうの中で努力した分、上がってきた。残るそのお金を利用して上峰町は、同僚議員も前日申し上げていましたが、本当に道路や交通安全の面とかですぐにでもやってほしいことというのがあります。日常生活道路、カーブミラーであったり、横断歩道であったり、ガードレールであったり、いろいろございます。こういったところに回せるんじゃないか、回せるのになって、個人的にはそのように思っております。

このように、私は起立工商協会さんがやっていること自体を非難するつもりは毛頭ありません。やっていることはすばらしいことだと思います。しかしながら、その過程、工程においてももう少し、町は税金を委託事業としてするわけですから、管理をもっと厳格にするべきじゃないだろうかと考えます。

そして、これはかなり今後も密接に現在の状況が続くならば、起立工商協会さんと上峰町というのは密接な関係を持ってこの事業が継続されることになると思います。そうするとき、どちらかというところの委託事業ではなく、社会福祉協議会のような補助事業的な性格を帯びるのではないかというような感覚を持っています。

町のDMOに関して、起立工商協会さんがこのように町と密に連携をとって今後も行っていけるならば、私としてはその業務形態について、つまり、社会福祉協議会のような理事会があって、理事会には町から町長初め担当課の課長さんとかが理事になられたりしていますが、そういう形態をとるならば、もっと周囲の理解が得られ、町の発展にも寄与できるんじゃないか、そのように考えます。町としてはどのようなことをお考えになるのでしょうか。今、済みません。私が言ったことに対してです。何%とかいう話はもうこの場だけでいいで

す。このように、過程をもう少しつまびらかに、明らかにし、そして、このような状況が続くならば、そのような委託事業じゃなく、補助事業としての団体のように変えていくということについての考えをお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

答弁する前提が少し、比較する前提が随分違うので、そこはちょっと申し上げさせていただいて、今後のあり方についても申したいと思います。

まず、先ほどの委託料2億円を超えた分は、1億につき1ポイントずつのということであれば、40億寄附金を上げた場合は40%になりますね。どう考えても本町としては受け入れがたい。そういう委託料になることで理解していただければと思います。

しかも、もう一つ議論の前提として比較されている対象が、武雄市の観光協会が事業者を入札によって変えているということをお伺いしました。武雄市の観光協会の位置づけが、まさに起立工商協会であります。本町には観光協会がありませんので、何とかこの地域の観光地としていろんな方にお泊まりいただいて、地域で特産品を購入していただいたり、経済の規模、交流人口をふやすことで活性をさせていくという考えのもとに、観光協会がない本町としては、観光協会づくりを行うために、29年度だったかな、シティプロモーション団体をつくる事業予算をいただいてつくってまいりました。

その間、国も観光協会ではなく、今後はDMOという組織をつくりなさいと。なぜなら、観光協会はPRは温泉街のPRにとどまっているだけで、行政もそのPR費を出しているだけで、何らその地域の観光人口の流入に積極的な動きがなかったもんだから、もっと予算を大胆にしながら、そういうDMOを目指すということで、全国一斉に観光庁が現在観光協会を衣がえさせる意味でDMOを目指しております。

よって、観光協会の委託先事業者の話と本町のDMOを同一に入札にふるいをかけて選ぶということで私はないと思います。武雄市だって小城市だって、佐賀県だけでなく、全国的にシティプロモーションをしっかり役割を担っていくところは必要です。本町は、それは予算いただいて議会の御同意いただいてつくってまいりました。だから、このDMOが今回観光庁に正式な認可を受けたということをもし競争入札で変えるということになるとですね、じゃ、今までの経緯も、また、今行われている事業もですね、全てどういう考え方でそうしなきゃいけないのかわかりません。

もちろん、ふるさと納税の業務委託については、一番コストを低く当時見積もっております。武雄市は当時、私も事業者の人たちからお聞きしたことがあります、10%程度に総額なるということでお聞きしております。本町は5%です。そこはできるだけ職員で行っていたときの職員の人件費をベースに、どうしても業務量がふえてきますので、この業務委託費については封緘封入、あるいはメール送信であったり、件数、寄附件数がふえるほど、それに正比例してふえてくる仕事量になります。よって、パーセントが合理的なんですよ、

パーセント契約が。パーセント契約が合理的なものを補助金で流すとなると、上限が決まってきますから、寄附金額がふえてきた場合に非常に難しいことになるのは、当時の議会の議論の中でもお伝えしてきたところでございます。

よって、今後とも地域の観光協会ではなく、DMOを中心に地域の交流人口を上げていくこと、これをしっかりと取り組んでいき、地域が活性する、中心市街地もちろんDMOが大きいかかわっていくことになると思いますけども、この辺に力を注いでいくことが国が目指している観光人口の流入をもっとふやす取り組みにもつながるし、地方創生推進交付金をしっかりと活用してDMOが自立していくことにもつながるものと確信をいたしております。

○2番（大川徹也君）

そしたら、今、町長の御答弁の中から、まず幾つか訂正をしたいと思います。

まず、私が武雄市の件を出したのは、武雄市は観光協会とふるさと納税業務というのは全然違う、切り離されているんですね。まずそこです。ですから、上峰町も観光協会の役割を今起立工商協会さんがされているのであれば、それは別途外すこともできますよという1つの事例を挙げました。

そして、佐賀の中部あたりの市の話では、パーセンテージの話ですが、最初の寄附金額10億までは2%、10億円を超えたら1%ということで、段階的に上がっていくというわけではないんですね。そういう話をちょっとしました。

ですから、5%というのが職員の給料とかを考えたものであるということの御答弁でしたけれども、そういうふうに低く——低いかどうかはわかりません。抑えているところもありますよという話をしました。

ですから、私としては、この競争的なものや補助事業的なものがこれに適さない、このふるさと納税業務に適さないという町長のお考えであれば、私はその事業内容を、やはり報告関係ですね、そういったものが明らかになる、議会にも明らかになる、そのような仕組み構築づくりをしていただきたいと願っています。

他の先ほど申し上げた佐賀の中部付近のある市の中では、議会の求めに応じていろんな資料が出されます。もちろん業務の委託契約書や仕様書、そして月別の実績、その実績には返礼品の名前や返礼品を出している事業者の名前、そして単価、合計金額、それまで全て出しておられます。ですから、これは法律的に出せないというわけではないということがわかりました。そして、隣の三養基郡の町でも毎月そのような議会でのチェックする体制が整えられているということも聞いています。

私は今回、議会議員としての立場を得て本当に思ったのは、やっぱり何が大事かというと、私たちの大きな役目ですね、それぞれの役目は執行する側、企画提案して執行する側と、それをチェックさせていただく側ということで細かく分かれてはいますが、その大きな目的は、町民の福利の向上のためにあるという共通な大きな目的は変わりません。変わりませ

んというか、そこが目的ですね。

ですから、私たちがある意味、本当に手に手を取り合って進めていくためにはお互いの信頼関係が欠かせません。そのためには基本的に隠し事がないほうがいいんですよね、絶対に。ですから、私はそういった意味で、隠し、見えない部分に関して絶対に言えない部分というのも出てくることは出てくるんでしょう。しかしながら、極力そういったところがなく、私たちがお互いに情報を共有して、そして、その中で議論はあるでしょう、絶対に議論はあるでしょう。しかし、そういう環境のもとに行っていくならば、私は上峰町はもっと速いスピードを持ってこの福利の向上がなされるもんだということを強く思っています。

この事業については、ちょっと最終的に——最終的にというか、ちょっといろいろ話しましたが、もしその補助事業に適さない、そうするつもりが現在のところないということであれば、そういう中身の透明性ですね、例えば、委託事業に関してはいろんな業務報告が求められます。月別の実績通知書や月の業務報告書、そして、業務報告書の中には人件費に関しては人件費の算定、そこに従事した時間数にちゃんと基づいているかなどの、そういうチェックもするものだ、委託事業は、そのようにもお伺いしております。

このように、きちんとしたチェック機能を働かせているのかどうか、働いているのかどうかというの、今、議会としてはわかりません、残念ながら、わかりたいんですが。しかし、これがわかるようになれば、そして、私たちも、うん、それは相当だねと、当然だね、相当なことだねということであれば何ら問題はないと思います。本当にお互いに気持ちよく、お互いに補完し合って本事業を進めていけるもんだと思います。

私はこういう考えのもとに、今のところは3月、6月議会の答弁を伺う限りは、起立工商協会に委託している事業については、町は把握ができないので答弁ができないということでしたが、きのうの創生室長の答弁の中に、年末までの寄附金に対して策を練っているというような御答弁もありました。ということは、何かしら、そういうふうに一緒に計画関係を持っておられるのでしょうか。ということであれば、ぜひとも議会と一緒に情報を共有して、私たちにもチェックをさせていただき、そして、前に進めていけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

暫時休憩をお願いしたいんですけど。

○議長（中山五雄君）

理由は。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

質問に対する答弁調整をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中山五雄君）

答弁調整をやるということ。（「はい」と呼ぶ者あり）

執行部のほうが答弁調整をやりたいということで、再度暫時休憩をお願いしたいということで要望がっております。いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午後 2 時 36 分 休憩

午後 3 時 5 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

執行部の答弁からよろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

まず、平成28年度加速化交付金でシティプロモーションの基礎をつくりまして、平成29年3月30日に正式に起立工商協会が設立されております。先ほど年度を間違っておりますね、説明しておりましたので、まず訂正をさせていただきたいと思います。

また、先ほどのやりとりの中で武雄市の委託料についての議論がありました。10億円までは2%、10億円以上は1%に下がるというお話がありましたが、武雄市役所に確認をさせていただきましたところ、そういう設定にはしていないということで、応札した事業者が市役所に確認させていただいたときには8%ということでお聞きしたそうでございます。

○2番（大川徹也君）

今、町長から答弁と御意見をいただきましたけども、武雄市と思っていたんですね。武雄市の話は、観光協会がふるさと納税業務を行っているわけじゃなくて、観光協会とふるさと納税業務は別々です。よって話をした後に、まちの名前は言えないけれども、佐賀の中部付近の市の話でその先の話をしたので、武雄じゃないんです。それを私ホームページから見たわけじゃないのであれなんですけど、これは実際にほぼ間違いない情報なので、もし、あと個人的にお知りになりたいときは、ちょっと私も先方に一応確認をして、伝えていいかどうか話をできるかと思うので、そのときにまた。

それと、あと私のほうが議会として金額、上峰町は今予算金額は大きくなっているんで、これはふるさと納税事業費及び企画費にかかわる事業がちょっと少なく見えるかもしれないんですけど、実質的な割合というのはすごく大きくて、やはりこれをチェックさせていただく、そういうシステム構築づくりというか、そういったものを議会にチェックさせていただく、そのようなことができないかというちょっと御相談を今しとります。そのちょっと御答弁を聞かせていただけたらと思っております。

○町長（武廣勇平君）

であれば、業務委託料の範囲が違うんでしょうね。恐らくそうだと思います。一概に比較できないし、委託料のパーセントについては委託の範囲に比例するもので合理的なものと思っておりますし、本町は、その委託契約金額に寄附金に合わせたパーセンテージが一番低いものだというふうに当時理解してまいりましたので、もしその市がはっきりすれば、ぜひ業務内容と業務範囲、それがどういうものかということのを公平に見比べていただいて比較していただきたいというふうに思います。

我々としては、なるべく安価な事業者ということで目指してこれまでもまいりましたし、総務省の経費の扱いの違いで人件費をどのように考えるかと。町でやっているところであれば、それに経費カウントされないこともあるかもしれませんし、その扱い方をしっかりと比較考量しながら、その委託料については議論をしなければ、ある特定の市だということと、あわせて我々のこの5%というものを単純比較されて比べられるのはちょっといかなものかなというふうに思っていることをお伝えをさせていただきます。

いずれにしても、起立工商協会が地域の観光人口の増加のために、交流人口の増加のために、これまでも経費を節減しながら取り組んでいることは、改めてここで強調させていただきたいと思います。

○2番（大川徹也君）

そうですね、頭がいい町長さんですから、ちょっと1つ不思議に思うことがあってですね、今の答弁はわかりました。その後ですね、私たち議会にふるさと納税業務、今委託している起立工商協会さんに関する事柄に対してチェックをさせていただくことはできないかという質問なんですけども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

まさに今チェックをされているんじゃないでしょうか。要するに、委託料については決算委員会でも概要を申し述べさせていただいて、質問には全て答えさせていただきました。そして、この場でも委託料の守備範囲の違い、どの範囲まで委託するかということの公平な考量ができなければ、パーセントだけの大小で比較するべきものではないことは大川議員も百も承知だと思います。

よって、もしこの議論を深めるのであれば、その当該市、特定の市だということで、どの市か名前は明かされませんが、その市がどのような範囲で委託をされているかということをはっきりと明らかにし、では、我が町がどのような守備範囲でやっていて、これはもっとこうすべきじゃないかという御指摘をいただければ建設的な議論になると私は思います。

○2番（大川徹也君）

ちなみにですね、業務、先ほど申し上げた佐賀中部付近のまちの業務ですけども、ふるさと納税の謝礼品選定に関する業務、謝礼品発送に関する業務、また、ふるさと納税の宣伝に

関する業務、また、ふるさと納税の問い合わせに関する業務が主だと伺っております。

そして、またさらに質問をいたします。

そうですね、正直やっぱり口頭でやりとりするというのはすごく限界があつて、やはり書面の中でチェックさせていただくというのが一番落ちついて、よく把握できるんじゃないかと思います。全てそうなんでしょうけれどもね、チェックするときは。

一生懸命経費節減してやっておられるということで町長さんの御答弁ありましたけども、大体起立工商協会さんは、ふるさと納税業務のほかに、上峰町の企画の中で魅力発信拠点づくり事業なども行っておられますけど、大体職員さんは何人いらっしゃるんですか。

○議長（中山五雄君）

執行部の答弁は。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

ちょっと答弁の前に、済みません。ちょっと私のほうも先ほど答弁の中で、契約年度、起立とのですね、これについて誤りがありましたので、ちょっと一旦そこを御訂正させていただければというふうに思っております。

平成29年の4月1日からということでございますので、訂正方お願いしたいというふうに思っております。

それと、あと起立工商協会における構成人員ということだったかというふうに思っておりますけれども、実務をしている職員もおりますけれども、役職されている方もおられますので、多分総勢どれぐらいでしょうね、多分役員とかまで入れると六、七人かなというふうなイメージを持っております。済みません。ちょっとおぼろげで申しわけございません。失礼いたします。

○2番（大川徹也君）

また創生室長、御答弁ありがとうございます。

先ほど私の質問の中で、やはりこういうことですね。ふるさと納税業務及び企画業務に関して、先方の年次計画では約3億から4億ぐらいの収入があるようになっているんですよね、町からの収入が。そうするときに、私たちとしてはやはりお金をどういうふうにするかというところが、やはりそれぞれの執行部の、そのときそのときの執行部の価値観にもよるかと思うんですが、なるだけ基本原則、なるだけそういう経費については安過ぎてもだめでしょう。やはり働く人たちの意欲とかありますから。でも、高過ぎてもだめなんですよ。その適正なところというものがやはり議会としてもチェックをしたい。そして、そこでもし見直せる金額があったとしたら、それをもっとすぐにでもしてほしいこと、町民から要望があることというのは本当にささいなことなんですよ。

先日の同僚が言われたように、ちょっとした道路のひび割れで足がつまずくとか、上峰町役場からすぐ西側の病院がありますけど、その交差点では、この間の記念すべきラジオ体

操の日に、朝に交通事故がありました。バイクに乗った70代の女性がはねられました。入院されておられます。しかし、そこでは前もあったんですね。あそこはカーブミラーもついていないんです。そのような本当に何十万円かで、100千円、200千円かかるかもしれませんけど、そういったお金を使うと、見直したお金が浮くと、そういったことに、年次計画でもあるんでしょうけど、やっぱり使えるかと思います。そういった意味でも、私はそういう支出の適正な見直しというか、そういったことを議会としてもさせていただきたい。

特に、こういう大きな金額が動く、特にこういうソフト事業ですね、に関しては、やはりお互い議論を闘わす必要があるんじゃないかというふうに思っております。

これらの金額を、六、七人ぐらいだろうということで今、創生室長のほうからお伺いしましたけれども、この大体3億から4億ぐらいの予算の中で上がってきている予算内訳の中で、純粋な人件費というのはあるんでしょうか。全て何かの、何か企画関係、そういう業務関係に含まれて上がってくるのか、それとも、人件費は人件費としてだけ上がってくるというのがあるんでしょうか、御答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

まず、不断の見直しは行っておりますが、前提として、本町がもっと委託料が、先ほど言われました10億円までは2%、10億円を超える分は1%の市があることを、挙証責任があるんじゃないですか、質問するときに。そういった不断の見直しを行っていないという前提で語られますが、そこが何市なのかわかりませんが、委託料の範囲までちゃんと考量をして、俎上にのせて協議するならわかります。何か本町がだぶついている予算を提案を受けて委託しているようなイメージと心証を与えますけれども、私どもはそうしたことはこれまでも不断の見直しをしながら節減をさせているというふうに思っております

○2番（大川徹也君）

そうですね、今、町長の御意見にありましたように、そこは私のほうから改めて先方のほうに確認してお伝えすることもできますので、その点についてはちょっと今はほうかつせずに、もしよかったら、先ほどの質問ですね、人件費について、純粋な人件費としても上がってきているのかどうか、その辺をちょっと教えてもらってもいいですか。

○町長（武廣勇平君）

やはりそこは明らかにしてもらわないといけないと思います。要するに、議論の土俵は、まず崩れているわけですから、何市が2%までは10億円で、それを越えた分は1%だという中で、本町は非常にだぶついた委託料を出していると。もっと不断の見直しをすべきだという中でお尋ねしていただかないと、議会だよりもあります。どのように掲載されるかわかりませんが、そういう既成の前提をつくられて、我々も答弁がしにくいわけであります。

○2番（大川徹也君）

そうですね、これをちょっと私が先方のほうに議会で名前出していいかとかいうのを確認

していなかったものですからね、今はこの時点で、今、町長が求めるようにちょっとできないので、多分町長の出される条件とはちょっとかみ合わないで、多分これは難しいでしょうね、今は。

ただね、町長、だぶついてるとかね、全ての事業においてそうなんですけれども、不断の見直しというのは必要だし、行っているとは思いますが。ただ、ただですね、このふるさと納税業務に関しては、また、企画業務に関しては、私たちがわかりにくいところが多々あるということが正直な心証でございます。ですから、今回改めてこう一般質問の場で述べさせていただきます。

先ほども休憩前のほうに申し上げたとおりに、私たち議会、そして、町長初めとする各課長さん、各課の職員の皆さん方、執行部というのは明確な役割の違いがありますが、本当に目的は町民の福利の向上です。ここの1点に限られています。ですから、私たちは役割は違い、時に対立することはあるかもしれませんが。あるでしょう。しかし、そこを乗り越えて、やはりお互いがよい信頼関係を持ってこの福利の向上に大きく邁進して、そして、やっぱり町民主体の、町民がどう思ってくれるかというところが一番大きいところなので、やっぱりそこを目標にするということを忘れずに、私たち公務員、私たち特別公務員と言われますけれども、全体の奉仕者、私たちで言えば、この町の町民に対する奉仕者として役割をやはり忘れずに、本当に一緒にやっていきたいという気持ちなんですね。あなただからこう言いたいとかじゃないんですよ。ぜひともそのところをよく覚えてくださって、一緒にまちづくりに邁進していけたらと思っています。

最後に、私がこういうふうにして、私たちは私たちの役目を果たしながら、執行部は執行部の役割を果たしながら、この町民の福利の向上のためにしていくというお互いの共通目標に対して、町長の最後の気持ちをお聞かせ願って、これで私の質問を終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

町民の利益を守るためには議論が必要です。我々執行部、首長である私も議員の皆様方も住民の代表、議会で起きることを議会だよりでしっかりと御披瀝していかなきゃいけない。そのためには、事実の積み重ねをもって協議をしなければ、その土俵が崩れればどのようになりますか。

私は先ほどの議論の中で思ったのは、そこはしっかり挙証責任があると、尋ねる側も。尋ねる側が挙証責任を持っている以上、そこをしっかりと果たしていただかないと、大川議員のこれまでのやりとりでは、公共入札、入札が適当だと、これまでの委託契約というよりも、入札をすることが大事だと。例示をされて、他自治体の、武雄さんだと思いましたけども、それが違うという。当該市がどこかわかりませんが、その市が非常に委託料について少ない予算でやっている。もっと入札に付してやるべきだというような展開の中で、人件費は幾らかなんて尋ねられてますけども、その前提がしっかりと挙証されない限りですね、私

どもも議会だよりにどのように掲載されるかと意識して答弁をしております。もし当該市がそういう委託料の設定がなされてなくて、その市の話題が議会だよりに掲載され、我々としては人件費が多いという指摘が大川議員のやりとりとして掲載されれば、それは町民に誤った情報を伝えることになり、それは変な情報の流布につながると私は思いますので、答弁についても慎重に期して、町民の税金の使い方が健全に比較考量され、公平で公正な形で執行されていることをお伝えする責任を私は持っていると思っております。今後ともその姿勢は崩さず、答弁に臨んでいきたいと思っております。

○議長（中山五雄君）

大川徹也議員、時間がありませんけど、これで締めていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上をもちまして一般質問を終了いたします。

次に進みます。

日程第 2 議案第44号

○議長（中山五雄君）

日程第 2．議案審議。

議案第44号 上峰町印鑑条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第44号の質疑を終結いたします。

日程第 3 議案第45号

○議長（中山五雄君）

日程第 3．議案審議。

議案第45号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第45号の質疑を終結いたします。

日程第 4 議案第46号

○議長（中山五雄君）

日程第 4．議案審議。

議案第46号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第46号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第47号

○議長（中山五雄君）

日程第5．議案審議。

議案第47号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○9番（寺崎太彦君）

これは保育所等へ行っている方への保育料無償化に関することだと思います。

それでは、質問させていただきます。

認可外施設への補助等はどのようになりますか、そこをお尋ねします。

○住民課長（扇 智布由君）

認可外保育施設等における無認可等の金額等でございますけれども、3歳から5歳児で保育の認定を受けた場合、月額37千円までの利用料、それから、ゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯は月額42千円までが無償化となっております。

以上でございます。

○9番（寺崎太彦君）

わかりました。最近ですね、保育士不足等いろいろ問題あって、これからも大変でしょうけれども、子供の安全と保育の質を守って、これからも頑張っていくようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第47号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第48号

○議長（中山五雄君）

日程第6．議案審議。

議案第48号 上峰町税条例等の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第48号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第49号

○議長（中山五雄君）

日程第7．議案審議。

議案第49号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○4番（吉田 豊君）

補正予算書、12ページになります。

款．農林水産業費、1項が農業費、目3の農業振興費の19節．負担金、補助及び交付金の中のふるさと産業活性化事業交付金40,370千円についてちょっとお尋ねをしたいと思います、基本的には私は賛成の立場ですけども、交付金の交付の方法について、私は若干問題があると思います。

私の理念では、負担金、補助及び交付金は、要綱または要領を制定しなければならず、そして、それは公金を投入する上、全て万人平等に享受されるものではないといけないというものであります。それらについて議会に全然示されていないこの状態で、これでは公平、公正に事業が遂行されるかどうか判断できません。

よって、要綱か要領かわかりませんが、これを示していただいて、その要綱の検討を先議することを求めたいと思います。よって、資料の提出きして、この交付金なり補助金の交付要綱の提出をお願いします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「資料提出をできるかどうか」と呼ぶ者あり）

執行部の答弁。

○産業課長（日高泰明君）

こんにちは。

12ページ、款6．農林水産業費、項1．農業費、目3．農業振興費、節13．負担金、補助及び交付金（「19節」と呼ぶ者あり）19節．負担金、補助及び交付金のふるさと産業活性化事業交付金、これにつきまして、新たに交付要綱を制定して行う新規の町単独事業でございまして、議会の承認をいただいた後に制定して執行することで、ただいま案として立案しているものがございまして、もちろんこの議会におきまして予算の承認をいただきました後に交付要綱をつくりまして、その交付要綱を執行するところによりまして事業を行っていくところで計画しているところでございます。

以上でございます。

○４番（吉田 豊君）

産業課長の日高課長ね、私もこの議案の審議をスムーズにいくように、きのうあなたのところに朝来ましたよね。そのとき私確認しました。要綱、要領になるものはつくっておるかと言ったら、できてますと言うたじゃないですか。だから、私、それじゃ見せてくださいと言ったら、あなた見せないと言ったじゃないですか。だから、いいよと、見せんなら見せんでもいいと、ここで資料の請求をするということであなたと口論して別れたはずなんですけど、それ忘れたんですか、あなたは。

私がね、なぜここでこれだけ公平、公正を言うかというのはね、地方公務員法第13条には平等取扱の原則というのがあります。同じく同法の第30条では、全体の奉仕者として公共の利益のために全力で職務に専念する、また、全体の奉仕者規定は憲法第15条の2項の規定で、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない、こう規定されております。

したがって、私はまず先ほど申し上げたように、全ての町民がこの補助金交付要綱に基づいて、該当する事業をしたいということであれば、補助金の申請ができるものというふうに考えておりますので、要綱を見せてください。それで問題なければ、これは何も意見なくて予算案については賛成をする立場でした。

しかし、きのうその言葉を聞いて、私はちょっと憤慨したんですけれども、したがって、この場で資料の要求をします。あなたはきのう私に対して、ありますということ、つくってますということをはっきり言ったんですからね。

○町長（武廣勇平君）

恐らくこれまでの事業においても要綱は執行段階までに用意するというので、やりとりはわかりませんが、カウンターにいられた議員に対して、基本的に要綱についての案があるということ、要綱ができているという表現をされたものだと思います。

このふるさと産業活性化事業交付金については、今申されましたように、範囲は決めるものの、全て公募で手続をするというふうに私は聞き及んでおりますし、まだ要綱も産業課の段階での案でありましょうから、私のところに決裁も来っていない以上、お見せできないという判断だと思います。

○４番（吉田 豊君）

そういう段階で予算要求すること自体が私は間違っていると思います。（「今までもあります」と呼ぶ者あり）たとえ今まであってもね。その証拠に、よか例があるじゃないですか、もりもりファームでわざわざ執行部失敗しているんでしょうが。補助金流して、1年もたたんうちに法人が倒産して、解散して補助金を返還させた。それは実質的には損害はないかもわかりませんが、その予算を認めた議会もね、疑われるんですよ。だから、私は予算を認める前に要綱の制定ができなければ、それを見せてくださいということで要求したんですから、案であっていいですから、ここに提出してくださいよ。

○町長（武廣勇平君）

まず、私が決裁してからと思います、順番的にはですね。やはりその要綱についてお示しすることは、議会の手続に沿って資料請求していただければしっかりと御披瀝していくという流れになりますが、これまでも同様に、執行段階までに予算をいただいて交付要綱をつくるということは今までも、これからもあることだという、事務上ですね、事務上のことについては、吉田議員も職員のOBでありますので、よく御理解されるというふうに思います。

○４番（吉田 豊君）

じゃ、そういうことであればね、予算を認めておれば、要綱が示されて、じゃ、これならよかろうというところで、私たち議会が承認した段階まで予算執行をとめていいですか。凍結を要求しますよ。

○町長（武廣勇平君）

本議会中心主義とはそういうことです。議案が上がってきます。裁くのは常任委員会、あるいは格上げされた規則のもとにある全員協議会、そうしたところで裁くというのが本来の筋でありますので、まさに御提案していて不備があると、あるいは専門的な知見をもっと議論が必要だということであれば、常任委員会付託という仕組みになります。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○８番（大川隆城君）

今の12ページのこの振興費の負担金関係のことについて関連でありますけれども、前回、開会日の説明では、鉄骨のブドウハウスという説明はありましたが、ただそれだけでした。ですから、金額も金額でありますので、できればもう少し具体的な説明をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょう。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問のふるさと産業活性化事業交付金の予算措置内容について御説明いたします。

地域の産業の活性化及び振興を図るために、今回、予算計上させていただいておりますのは園芸施設の果樹施設の栽培に関しますハウスにつきまして計上しているところでございまして、予算説明の折に説明しました鉄骨ハウス４棟分のところで今予算計上をしておるところでございまして、町として戦略的に伸ばしたい事業について今後取り組んでいくというふうなところの品目で、今回はこのようなところを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○８番（大川隆城君）

ただいま御説明いただきましたように、目的はわかりました。

じゃ、その相手がですね、相手となるのが今言う団体さんなのか、個人さんなのか、その辺もしよかったらお披露ください。

○産業課長（日高泰明君）

事業実施の議員御質問の相手団体というふうなところにございますと、この予算計上しておりますところにつきましては、一定の要件をつけたところで公募によりまして助成を行うところで、一定要件をつけたところの公募を経まして、それを選考委員会等で決定いたして、執行について行っていきたいというふうなところで考えておるところでございます。

○8番（大川隆城君）

それでは、今後において募集をやって、そこで選考をやって決定をしていくということですが、じゃ、最終的に相手さんが決まるのはいつごろに決まるということになりますかね。

○産業課長（日高泰明君）

今議会で予算を分けさしていただきまして、今後のスキームにつきましては、公募等決定で1カ月、2カ月というふうなところの期間はかかるかなというふうなところで思っておるところでございます。

端的に言いますと、11月中に決定なりをこぎつけるところで計画を練っているところでございます。

以上でございます。（「11月ごろね」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○6番（原田 希君）

今の同じところの関連でございます。一般質問のほうでも産業政策、地域振興ということで触れさせていただきました。一つそこに絡むのかなと思いながら今やりとりを聞いていました。

公募で一定の要件を満たせば誰でも対象になり得るというふうに理解を今のやりとりでしましたが、その確認と、それから、町単独の事業ということでたしか補足で説明があったと思いますので、事業費に対する補助の割合ですね、ここを教えていただきたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

原田議員御質問のところでは一定の要件を満たせばのところですけど、これも案的な段階でございますが、ブドウのところのハウスというふうなところで予算説明しておりましたが、園芸施設の果樹栽培というふうなところで、それなりの規模でしていただくところで計画をしているところでございます。

そういった要件を満たすところで公募をかけるところでございまして、そういった選考委

員会のところで、町単独の補助率等についてもその選考委員会の中に諮って、事業の説明等を相手から受けまして、そういったところで決めていきたいというふうなところで、今立案のところで考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

現段階では案ということですが、これがかちっと要綱として決まれば、その要件を満たせば誰でも対象になり得るという理解でよろしいでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

原田議員御質問ですが、もちろん基本的なところで上峰町内で栽培をしていただくというふうなところ、もちろんそういった町単独でございますので、そういった要件づけはもちろん常識的なところでありまして、そういった一定の要件を満たすところで公募をかけてのところで、それで、公募の要件を満たせば誰でもというふうなところでございます。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（田中静雄君）

先ほどの関連ですけれども、この交付金を受けるというのは、例えば、ブドウとか何かお話がありましたけれども、一定の要件があれば可能だということなんですけれども、これからまた案を作成されるということなんですけれども、私は、年齢の制限というのは考えられていますか、どうですか。

○産業課長（日高泰明君）

案的なところで、ただいまのところで年齢の要件というふうなところは検討しているところではございません。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

例えば、ブドウ園をやりたいから交付金をいただきたいということで申請します。上峰町民が全ての方に対象ということになりますと、私の年齢ぐらいでもできるということなんです。ということは、本当に言いたくないけれども、後先ないんです、先がね。ということは、できるだけ若い人に育ってもらいたいと私は思います。これから5年後、10年後、きょうブドウ園をつくっても、来年からとれるわけじゃないです、何年もかかるんですよ。後に後継者がおられたらいいんですけれども、そういう人がいないところに交付してもね、私は意味がないと思います。ある程度の年齢制限をして交付するというのが大事じゃないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員の御意見、もちろん拝聴させていただくところもございます。また、この募集案件につきましては、大まかなところで計画しているまだ案的なところもございます、まだどこにも出していない状態でございますので、そういったところも今後検討の材料として、いちいんとして入れさせていただきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

確かにですね、田中議員おっしゃるように、若い人に活躍してもらいたいと思いますが、やはり先ほどのように全体の奉仕者というのが役所であり、公務員でありますので、これは対象は、年齢制限というのを設けるのはやはりちょっと難しいのかなというふうに思っております。ありがとうございました。

○5番（田中静雄君）

ちょっとくどいように思いますけども、ブドウ園というのは今収穫時期なんですね。それまで育てるまでには暑い時期にちょっと中腰になって仕事しなきゃいかん。とてもやないけど年寄りには持てないですよ。だから、そういう面を考えるとですね、できるだけもうちょっと年齢の低いね、年齢制限があってもいいんじゃないかという自分の思いがありましたので質問をさせていただきました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

今の件の関連ですけれども、一応金額はこの金額が上がっていますが、じゃ、対象となる方が個人の場合は何名さんまで、団体だったら何団体までというふうなことをお考えかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

大川議員御質問ですが、このふるさと産業活性化事業交付金の措置しております金額はですね、果樹の栽培のハウスを収入と見込みまして、2反、2,000平米の土地に建てるようなところを計画しております、また、募集をかけてですね、募集状況によるところも考えられるところではあると思います。そういった中でも、この予算の募集かけた要件の中で事業者等のお手挙げが多数であれば、その事業者の中からですね、また選定委員会において選定をしてですね、当初この予算の範囲内で、今回につきましては募集をかけた該当者というふうなところで、また、次回にわたって、そういったまた意欲のある方につきましては、予算を議会のほうにお願いするところで計画をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この関連でございますが、本当に提案者側から見るといい提案であろうというふうに僕は考えております。

そういった中で同僚議員からのいろいろな質問等々ございますが、今から要綱をつくるということで理解してよろしいですか——はい、だとするならばですね、同僚議員が課長のところに行って、この要綱を見せてくださいと。要綱あるの——あると言った。でも、見せない。現実的に今からつくらにゃ、ないということで理解を僕はしました、ですね。

管理職の課長さんがですよ、議員さんにうそをつくようなことがあっていいのかと僕は思いますよ。やはりこれは大きな問題なんですよ。せっかく町長がこれだけいい提案をされています。同僚議員もああしたほうがいい、こうしたがいいという意見を、いい意見を言っておられます。年齢制限の問題もあるでしょう、いろいろな問題があるでしょう。そういうことを今から役場のほうで提案についての中身について議論をするということなんですよ。そう私は認識をいたしました。

ところがですね、管理職の担当課の課長さんが、同僚議員がこういう要綱はないのとお尋ねした——ある。じゃ、見せてください——見せられませんと。こんなことが、しかも議会中なんです、そういうことがあっていいのかと。僕はあってはできない。せっかく町長がいいことをやるのに、芽をつぶしているんですよ、管理職の課長は。そうなるんでしょう、違いますかね。

○町長（武廣勇平君）

先ほど申しましたように、まず、案の段階で決裁を受けていなくて、町としての要綱として定めてないという状態だと思います。かねてからこういうことはありますし、もしちょっと審議が必要であれば、先ほど申しました手続に沿って審議を深めるということになるんじゃないかと思います。

○7番（吉富 隆君）

町長がね、詳しく説明するのは十分理解してますよ。理解はしているけれども、管理職の担当課の課長は、同僚議員を捕まえてさい、見せられない。要綱はあるてはつきり言っているんだから、僕は同僚議員を信用していますが、そういったことがあっていいのかどうか、これは大きな問題であろうと僕は思います。

議長、ここです、私はお願いでございますが、緊急動議をさせていただきます。ここで暫時休憩をお願いいたします。

理由といたしましては、この問題について議会で議論をする必要があるだろうと、こう思いますので、暫時休憩をお願いします。

○議長（中山五雄君）

皆さん今お聞きのとおり、暫時休憩をしてもらいたいという要望が出ております。いかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、休憩をいたします。休憩。

午後 3 時 52 分 休憩

午後 4 時 45 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

皆さんにお諮りいたします。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

理由といたしましては、49号の件について、執行部と議会が審議をしたいと思いますから、そういうことできょうはこの程度にとどめ、散会をしたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時 46 分 散会